

【別紙2】

＜福島県の県南地域および宮城県丸森町の方に対する賠償＞

	世帯人数		1名	2名		3名		
	家族構成	大人*	1名	2名	1名	3名	2名	1名
		子ども	0名	0名	1名	0名	1名	2名
(1)精神的損害等に対する賠償			—	—	4万円	—	4万円	8万円
(2)追加的費用等に対する賠償			4万円	8万円 (4万円×2名)		12万円 (4万円×3名)		
今回お支払いする金額			4万円	8万円	12万円	12万円	16万円	20万円

	世帯人数		4名			
	家族構成	大人*	4名	3名	2名	1名
		子ども	0名	1名	2名	3名
(1)精神的損害等に対する賠償			—	4万円	8万円	12万円
(2)追加的費用等に対する賠償			16万円 (4万円×4名)			
今回お支払いする金額			16万円	20万円	24万円	28万円

* 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある場合、「(1)精神的損害等に対する賠償」として、お一人さまあたり4万円をお支払い。